



じょうりんちゃん

お問い合わせは 国保医療課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4038 FAX(56)3999へ

令和3年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病气やけがをしたときに安心して医療を受けられるための制度で、加入者の保険料と国・府・市の負担金などの公費(税金)によって医療費がまかなわれています。市では、令和3年4月1日現在で、1万882世帯、1万6739人が国保に加入しています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

保険料の負担

国保に加入しているみなさんに納めていただく保険料は医療分・支援分・介護分に分かれています。「医療分」は加入者の医療にかかる分、「支援分」は後期高齢者医療を支える分です。また、「介護分」は40〜64歳までの国保加入者に係る介護保険(第2号被保険者)の分です。それぞれの負担の考え方は、医療分の保険

料は京都府全体の医療費の見込みの内、城陽市の被保険者が負担する金額から、府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担し合うものです。また支援分は後期高齢者の医療にかかる医療費について、介護分は介護保険にかかる納付金について負担し合うものです。

6月15日付けで世帯主宛てに通知します。

保険料の料率

保険料として納めていただくのは、医療分と支援分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。令和3年度保険料の単価や率は、表(1)をご覧ください。

表(1)令和3年度保険料の料率

	区分	令和3年度	令和2年度	差引
医療分	所得割率	7.08%	7.77%	△0.69%
	均等割額	19,810円	21,380円	△1,570円
	平等割額	21,720円	23,740円	△2,020円
	賦課限度額	630,000円	630,000円	0円
支援分	所得割率	2.83%	2.83%	0%
	均等割額	7,740円	7,740円	0円
	平等割額	8,670円	8,670円	0円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	0円
介護分	所得割率	2.69%	2.69%	0%
	均等割額	7,760円	7,760円	0円
	平等割額	6,100円	6,100円	0円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、受けられる医療などの内容はみなさん同じです。そのため、保険料には表(1)のとおり負担の限度額(賦課限度額)が設けられています。

保険料の計算方法

保険料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。令和3年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたら、その内容について表(1)〜(3)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で計算し、届出の翌月以降に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」(変更の通知)を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月の前月までの計算となります。

保険料の軽減

所得が一定額より少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援分・介護分それぞれに適用されます。全て所得の申告書などにより行います。

表(2)保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	[43万円+10万円×(給与所得者等※の数-1)]以下
5割軽減	[43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)]以下
2割軽減	[43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)]以下

※世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した人)のうち、一定の給与所得者または公的年金に係る所得を有する人の人数をいいます

表(3)保険料の計算方法

保険料=医療分+支援分+介護分

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援分} \\ \text{介護分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課総所得金額} \end{matrix} \times \text{所得割率} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \text{平等割額}$$

※賦課総所得金額=総所得金額-基礎控除金額(43万円)
※介護分は、40歳から64歳までの国保加入者にかかります
※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合
(世帯主の所得の種別は「給与」所得、妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援分	介護分	保険料(合計)
43万円	7割	24,300円	9,500円	4,100円	37,900円
128万円	5割	100,700円	39,900円	29,700円	170,300円
199万円	2割	175,300円	69,600円	53,000円	297,900円
300万円	-	263,100円	104,600円	82,900円	450,600円
600万円	-	475,500円	189,500円	163,600円	828,600円

国保料の納付は口座振替で

口座振替(自動引き落とし)を新規申込・変更する場合は、『口座振替依頼書』を、新たに利用する市の取扱金融機関へ提出してください(廃止の場合は、現在利用している金融機関などで手続きをお願いします)。また、市役所にて「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を実施しています。金融機関のキャッシュカードを使い、口座届出印なしで口座振替の申込ができるサービスです。手続きの際には、金融機関のキャッシュカードと、本人確認書類をご持参ください。

▶ペイジーが利用できる金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局、京都やましろ農業協同組合

保険料の特別徴収

令和3年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、令和3年4月支給分の年金から始まっています。

4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。

特別徴収の対象は、次の①②③の条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。

- ①国保加入者全員が65歳以上の世帯
②年金支給額が年額18万円以上の世帯
③介護保険料と国民健康保険料の合計金額が基礎年金支給額の2分の1を超えない世帯

ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されている場合は、引き続き口座振替で納付できます。

保険料の特別徴収からの変更

特別徴収により保険料を納めている人は、金融機関への届出後、国保医療課への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することが出来ます。

- ①金融機関への届出
・通帳、通帳届出印
・被保険者証または令和3年度国民健康保険料納入決定・更正通知書
②国保医療課への届出
・被保険者証
・口座振替依頼書控が必要

7月末までに届け出た場合、10月支給分の年金からの天引きを中止出来ます。

※納付書払いに変更することはできません
※①の届出はペイジー口座振替受付サービス(表面参照)でも行うことが出来ます

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、有効期限が通常より短い「短期被保険者証」の交付になります。保険料の未納によりこの証の有効期限が切れても国保の資格はありますので、医療機関にかかるときは必ず事前に、国保医療課に相談してください。

スマートフォンアプリによる納付

PayPay、LINE Payで国民健康保険料が納付できます。

アプリをダウンロードしたスマートフォンで納付書のバーコードを読み取って支払いができます(事前にチャージが必要)
※領収証書への押印はできません
※保険料を納付書で納付されている場合にご利用いただけません

保険料の減免

保険料の納付が困難で次のような状況の人は、保険料を減免できる場合があります。必ず納期限内(令和3年度第1期分は6月30日まで)に、国保医療課にご相談ください。

- 災害などにより居住用の固定資産が被害を受けた人
○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人
○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人
○給付制限を受けている人(例・拘留所などに拘禁されている人)

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免

次の要件を満たす人は保険料を減免できる場合がありますので、国保医療課にご相談ください。

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
○新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入について、以下の(1)~(3)の全てに該当する世帯
(1)事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込である
(2)前年の合計所得金額が1000万円以下である
(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である
※詳しくは市ホームページをご覧ください

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染している(感染疑い含む)国保被保険者または後期高齢者医療被保険者で、療養のため勤め先を休み給与収入が減少している場合、傷病手当金を受給できる場合があります。詳しくは国保医療課にお問い合わせください。

訪問健康相談を実施します

特定健診や人間ドックの受診結果から支援などが必要な人に対し、国保医療課の看護師が訪問健康相談を行う予定です。国保医療課 ☎(56)4038 から電話で訪問の連絡をしますので、ご協力よろしくお願いします。

70~74歳の人の医療

70~74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が145万円以上の70~74歳の人、またはその人と同一の世帯に属する70~74歳の人です。

高齢受給者証を忘れずに!

70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付しています。医療機関にかかるときは被保険者証と一緒に忘れずに提示しましょう。

健康マイレージ事業実施

国保では、楽しく健康づくりをしてもらうために、スマートフォン「aruku&(あるくと)」を利用した事業を実施します。アプリの中で城陽市国保の団体登録を行うことにより、城陽市独自の特典が抽選でもらえます。

ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されている薬(先発医薬品)と主成分が同一であることが審査され、国から製造・販売が承認された安価な薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、窓口負担が軽減できます。市では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の負担額を低減できる可能性のある国保加入者に差額通知を送付しています。
※薬代が下がっても、処方せん料などの有無により、支払金額が差額通知どおりに下がらない場合があります
※切り替えについては、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください

還付金詐欺にご注意ください!

市や日本年金機構などの職員を名乗り、「医療費の還付金がまだ返金されていない」などと言葉巧みに誘い出し、ATMから振り込みをさせる事案が発生しています。

市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、申請いただいた振込先に振り込みますので、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。

不審な電話がかかってきたら、次の点を心がけてください。

- ①あわてない、動揺しない
②必ず本人や関係行政機関に連絡する
③振り込む前に家族に相談する
④ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う

※不審な電話がかかってきたら、関係機関にお問い合わせください

問消費生活センター ☎(56)4052

城陽警察署 ☎(53)0110



じょうりんちゃん

各種がん検診 受診費用助成券

同封していますので、ご確認ください。

各種がん検診を10月30日まで(子宮頸がん検診・乳がん検診は12月28日まで)実施しています。受診時点で国保に加入している場合は、窓口で負担した受診費用は、国保から還付します。還付手続に必要な「受診費用助成申請書」(ハガキ)が届いていない場合は国保医療課までご連絡ください。

人間ドック・脳ドック受診補助受付中

国民健康保険被保険者

- 対象...次のすべてに該当する人
・市国保に1年以上継続加入している
・前年度に市ドック補助を利用していない
・35~74歳で入院または妊娠していない
・保険料の滞納がない、または納付相談のうえ納付計画履行中
○補助内容...人間ドック、脳ドック ※併用可
○補助額...費用の7割相当額

後期高齢者医療被保険者

- 対象...入院していない人
○補助内容...人間ドックのみ、人間・脳ドック併用のいずれか
○補助額...一律15,000円

▶いずれも12月28日(火)までに各被保険者証を持ち国保医療課へ直接(申込前に受診した費用は補助できません)